

福井県地域防災計画の改定案について

改定の基本方針：平成30年2月豪雪を踏まえた新たな対応や、国の防災基本計画の修正、原子力災害対策指針の改正を反映させるため、福井県地域防災計画を改定する。

福井県地域防災計画に反映する事項

1. 平成30年2月豪雪を踏まえた「今後の大雪に関する対策」の反映 (本編、雪害対策編)

- ・ 雪害予防対策、応急対策の強化
(道路除雪体制、公共交通機関、燃料・物流、情報収集・広報等)

2. 国の防災基本計画の主な修正 (本編、震災対策編)

- ・ 平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえた修正 (H29.4、H30.6)

3. 原子力災害対策指針の改正の反映 (原子力災害対策編)

- ・ 原子力災害対策指針の改定 (H29.3/H29.7)
- ・ 大飯および高浜地域の広域避難計画の策定 (改定) (H29.10)

反映

福井県 地域防災計画

- ・ 本編
- ・ 雪害対策編
- ・ 震災対策編
- ・ 原子力災害対策編

＜本編・雪害対策編・震災対策編・原子力災害対策編の主な改定内容＞

1. 平成30年2月豪雪を踏まえた「今後の大雪に関する対策」の反映

雪害予防対策、応急対策の強化 **本編** **雪害対策編**

修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
<p>【気象】 気象観測体制の充実強化</p>	<p>○気象観測施設の設置者は、常に観測が正確に行われるよう、観測設備を準備するとともに、観測技術の習熟および精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。また、関係者間で観測データを共有するなどし、気象観測体制を強化する。</p>	P4
<p>【道路除雪】 高速道路、直轄国道の除雪の考え方</p>	<p>○北陸自動車道は、道路ネットワークの大動脈であることから、最大限の除雪に努め、通行止めを回避する事が重要である。</p> <p>○国道8号および中部縦貫自動車道は、通行止めや大規模な車両滞留を可能な限り回避することが重要である。</p>	P25 P25
<p>【道路除雪】 (国の対応) 「車両退避スペース」の整備 「除雪優先区間」の設定</p>	<p>○雪害時の車両滞留を防ぐため、車両退避スペースやチェーン着脱場を整備し、車両退避スペースには事前に牽引車両を配備しておく。</p> <p>○大雪時に通行障害が生じやすい急勾配、路肩幅員が狭小な区間等を除雪優先区間に設定し、監視体制を強化する。</p> <p>○異常な降雪により、交通安全の確保および除雪作業が困難となるおそれがある場合は、あらかじめ除雪優先区間等に定めた区間を警察と連携の上、一時的に通行止めを行い、除雪等の作業を行う。</p>	P21 P25 P25
<p>【道路除雪】 (高速道路事業者の対応) 応援車両を事前配置し、除雪体制を強化</p> <p>交通の集中を回避するための広域迂回</p>	<p>○集中的な大雪が見込まれる場合には、集中的な除雪作業を実施するため、除排雪機械の増強や他工区から増強配備により機動力を強化する。</p> <p>○交通の確保が困難になり、交通閉鎖を行う場合は、多様な媒体や報道を利用して、高速道路の利用者に対し、事前に広域迂回の情報呼びかけ、一般国道等への交通の集中を回避するよう努める。</p>	P21 P25

修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
<p>【道路除雪】 (県の対応) 道路状況カメラの増設と関係機関の連携強化</p> <p>昼間除雪を含む除雪頻度、最重点除雪路線等の見直し</p> <p>除雪機械にGPSを設置し、機械の効率的な再配備</p>	<p>○道路管理者等は、道路状況などの情報発信を強化し、交通需要を抑制するため、カメラの増設や関係機関のカメラとの連携を強化するものとする。</p> <p>○最重点除雪路線を見直し、バスなどの公共交通路線や物流拠点へのアクセス道路を指定する。</p> <p>○これまでの夜間帯の除雪に加え、昼間除雪を含む除雪頻度等を見直しを行う。</p> <p>○県は、除雪機械へのGPS設置により、除雪履歴を把握し、除排雪機械を効率的に再配備する。</p>	<p>P21</p> <p>P24</p> <p>P25</p> <p>P21</p>
<p>【道路除雪】 「福井県冬期道路情報連絡室」の設置</p>	<p>○大規模な交通障害が想定される場合等に、国の判断により、国・県・警察・自衛隊・気象台・高速会社からなる「福井県冬期道路情報連絡室」を設置し、降雪状況や気象予測を共有し、主要幹線道路の状況を県民等に情報提供を行う。</p>	<p>P22</p>
<p>【公共交通機関】 (鉄軌道事業者の対応) 駅構内の除雪機械や要員の確保</p>	<p>○踏切の融雪装置設置について優先箇所を特定し、計画的な整備を行い、また、「雪害に関する業務継続計画」等を見直し、除雪作業の効率化や部分運行の実施に努める。</p> <p>○駅構内など、除雪機械が入らず、人力除雪が必要な個所については、委託業者の確保、手動除雪機の増強、除雪用資機材を相互に貸与するなど、除雪資機材や要員の確保に努める。</p>	<p>P21</p> <p>P21</p>
<p>【公共交通機関】 (バス事業者の対応) 除雪状況に応じたルート変更など柔軟な運行</p> <p>市町や沿線自治会等と協力したバス停付近の除雪</p>	<p>○バス事業者は、雪害時においても通勤通学等に必要な路線については、道路管理者と連携し、除雪状況に応じたルート変更など柔軟な運行を確保するよう努める。</p> <p>○バス停付近が雪に埋もれ、利用者が車道に出ることのないよう、市町や沿線自治会等と協力して、バス停付近の除雪を行う。</p>	<p>P26</p> <p>P26</p>

修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
<p>【燃料・物流】 マイカー燃料満タンの呼びかけ、食料備蓄の周知</p> <p>インター近く等の給油所を拠点とした優先的な配送</p>	<p>○積雪時の安全確保および雪害予防のためには住民、事業所等の自主的な取組が不可欠であることから、県および市町は、降雪前のマイカーの満タン給油や灯油の買い置き、食料の備蓄、マイカー通勤の自粛、不要不急の外出を控える等について普及啓発および広報に努める。</p> <p>○石油事業者は、高速道路インターチェンジや幹線道路近くの給油所を拠点として、優先的な配送や、県外からの代替配送経路の事前確保を行う。</p>	<p>P22</p> <p>P26</p>
<p>【情報収集・広報】</p> <p>多様な手段を活用した情報収集</p> <p>公共交通機関の運行状況を県民に発信</p> <p>ケーブルテレビ、SNS等を利用した広報</p>	<p>○迅速な災害対応を行うため、県および関係機関がより素早く情報を収集するため、災害情報インターネットシステムやドローン、監視カメラ等、多様な手段を活用するものとする。</p> <p>○道路管理者、鉄軌道事業者およびバス事業者は、福井県雪害予防対策実施計画に定める情報の収集、連絡およびテレビ画面やカーナビなど提供の手段等を最大限に活用し、住民等に対する確かな情報提供を行う。</p> <p>○県民に対して幅広く的確な情報を発信するため、通行止めによる昼間の除雪、最重点除雪路線の集中除雪状況等の情報や、不要不急の外出を控えること等、ケーブルテレビやラジオ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、県ホームページ等で、繰り返し、かつ広域的に行う。</p>	<p>P13</p> <p>P26</p> <p>P26</p>

2. 国の防災基本計画の主な修正事項の反映

(1) 国の防災基本計画の主な修正事項の反映【H29. 4月、H30. 6月】 本編、震災対策編

国の防災基本計画の修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
避難行動要支援者への支援体制の強化	<p>○庁舎の被災等で役場内のパソコンが使用できず、長期間に渡り避難行動要支援者名簿等が閲覧出来ない事象が生じたことから、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>○避難行動要支援者名簿の消防、警察、民生委員への提供について、本人の同意を得た場合、または市町が条例で定めた場合等においては、あらかじめ提供することができる。</p> <p style="text-align: right;">(H29. 4)</p>	<p>P5</p> <p>P29</p>
	<p>○水防法又は土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等（市町村地域防災計画にその名称と所在地が記載された施設）は、避難確保計画の作成と避難誘導等の訓練の実施が義務付けられた。</p> <p style="text-align: right;">(H30. 6)</p>	<p>P3、4</p>
中小河川の水害リスクの周知	<p>○洪水予報河川等に指定されていない中小河川において、県は、市町等へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとし、市町長は河川管理者からの情報提供、過去の浸水実績等について、住民等に周知することとする。</p> <p style="text-align: right;">(H30. 6)</p>	<p>P3</p>

3. 原子力災害対策指針・広域避難計画の改定等の反映 原子力災害対策編

(1) 原子力災害対策指針の改定【H29.3月／H29.7月】

修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
緊急時活動レベル (EAL)の変更	○緊急事態の区分を判断するための「緊急時活動レベル(EAL)」の変更 ・警戒事態を判断するための基準について「立地道県で震度6弱以上」から「立地市町で震度6弱以上」に変更	P37～ 44
「ふげん」「敦賀1号」 「美浜1,2号」に係る原子 力災害対策重点区域の変更	○「ふげん」「敦賀1号」「美浜1,2号」に係る原子力災害対策重点区域の変更 [PAZ] 5km ⇒ なし [UPZ] 30km ⇒ 5km 〔「ふげん」「敦賀1号」「美浜1,2号」は、原子力規制委員会の廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が 十分冷却されたものとして告示を受けたため〕	P36

(2) 大飯および高浜地域の広域避難計画の策定(改定)【H29.10月】

修正項目	県地域防災計画改定の概要	新旧表 (資料2)
警戒事態の段階から実動機関 のヘリコプターの派遣	○県は、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階において、原子力施設近傍のヘリポート適地等への実動機関のヘリコプターの派遣を要請する。	P53
地震等で屋内退避が困難となる 場合の対応	○市町は、国が屋内退避指示を出している中で、地震等の自然災害により屋内退避の継続が困難な場合には、人命最優先の観点から、住民に対し避難指示を行うことができる。	P53
暴風雪や大雪時など、特別警 報等の発令時の対応	○暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先	P53